

ISDA® JAPAN MONTHLY UPDATE

2014年1月

コミッティ活動

REGULATORY: 担当 森田 (tmorita@isda.org)

改正預金保険法

1月14日、ISDAは2013年6月に成立した改正預金保険法施行令等の一部を改正する政令案のコメント案を金融庁に提出した。

改正預金保険法では、問題が発生した金融機関の秩序ある処理の枠組みを設定するために、内閣総理大臣が必要な措置を講じるとされている。内閣総理大臣は、一定期間、金融商品契約の解約条項の効力を一時的に停止する権利を持つことになる（ISDAマスター契約の早期解約条項を含む）。

預金保険法では、この「措置実施期間」に関して具体的な期間は提示されていない。この未定義の停止期間は、2011年10月金融安定理事会から発表された「Key Attributes of Effective Resolution Regimes for Financial Institutions」において、当該停止期間は所定時間を厳格に定めること（2営業日を超えない、等）とされている提言から大きく乖離し、さらに、中央清算されないデリバティブ取引に関する証拠金規制における当初証拠金の計算期間について10日以上であるべき、等の議論を引き起こし、当初証拠金の増額が必要となることが想定され、市場の流動性に大きな衝撃を与える可能性がある。そのため、ISDAは、金融庁に対し、「措置実施期間」が2日間より長くなることを確認するよう要望した。

Trust Bank's Fund Account Sub-Working Group: 担当 森田 (tmorita@isda.org)

1月30日、サブワーキンググループのメンバーにより、以下の議題でミーティングが開催された。

1. Legal Entity Identifier (LEI)に関する欧米規制上の要件。
2. デイラー各社における検討。a)ファンド(信託口)毎のLEI/Pre-LEI取得の有無と取得時期、b)取得されない場合の取引方針。
3. 信託業界における検討。a)ファンド(信託口)毎のLEI/Pre-LEIの取得、優先順位と取得時期、b)取得する場合の費用負担と取得手続き。
4. 上記2、3に関する、投信・投資顧問各社の暫定的見解。

また、ミーティングにおける「確認事項」のドラフトがメンバーに回覧された。

Credit Derivatives: 担当 森田 (tmorita@isda.org)/洞口 (khoraguchi@isda.org)

ルネサスエレクトロニクス株式会社

1月14日、ISDAはルネサスエレクトロニクス株式会社に関して、リストラクチャリング クレジットイベントにかかるJapan DCによる[DCミーティングでの決議](#)を発表、決定しうる十分な情報がない、として、DCへの質問を却下した。

ISDAFIX JPY SUSPENSION UPDATES: 担当 森田 (tmorita@isda.org)/洞口 (khoraguchi@isda.org)

パネルバンクの減少に伴いパネル規模がレート算出に必要なレベルを下回る事実を受け、1月10日、ISDAは1月27日よりISDAFIX JPYの公表の停止をメンバーに通知した。

ISDAは2013年12月に、ISDAFIX JPYの公表が停止となった場合に市場に与える影響についてアンケートを実施、ISDAFIX JPYを参照する取引実態の報告がほとんどなかったことから影響は最小限と見ていた。しかしながら、その後、かなりの件数の質問が寄せられている。

市場参加者が最適な手段をとれるよう、ISDAはウェブサイトに[ISDAFIX Rate Suspension Guidance Note](#)を掲載した。

コミッティ並びに作業部会会合/コンファレンスの予定

Client Clearing in depth
(日本語によるシンポジウム)

2月26日